

## 宇治市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）について

## ○歴史的風致維持向上計画とは

歴史まちづくり法に基づき、市町村が歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりの方針を定めるもの。

宇治市では第 1 期計画が平成 24 年 3 月 5 日に認定され令和 4 年度で終了。第 2 期計画は令和 5 年 3 月 29 日に認定され、令和 5 年度から開始している。（令和 14 年度までの 10 ヶ年計画）

## ○歴史的風致とは

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことと定義されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人びとの活動を合わせた概念。

## ○宇治市の維持向上すべき歴史的風致

1. 遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致	
2. 茶どころ宇治の歴史的風致	覆下茶園の歴史的風致
	お茶屋さんの歴史的風致
3. 宇治に伝わる祭礼の歴史的風致	大幣神事の歴史的風致
	離宮祭の歴史的風致
	白川白山神社の歴史的風致

## ○第 1 期計画の成果

お茶と宇治のまち歴史公園の整備（情報発信・観光交流施設整備、史跡整備）や重要文化的景観保存事業などを行い、まちづくり活動の活性化や宇治茶ブランドの価値の向上、探究的な学習の充実といった成果が得られた。

## ○第 2 期の目的

第 1 期計画で整備した施設を生かしたソフト事業の展開や未指定文化財等の保護、伝統文化の保存・継承に向けた後継者の育成などの課題が残されている。宇治市固有の「歴史的風致」を守り育て、未来へ引き継いでいくためには、引き続き歴史的風致の維持向上に向けた取組を進めていく必要があるため、第 2 期を策定した。